2．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
a	職員宿舎(集合住宅)	建物	261,300千円	計 270,459千円	茨城県つくば市吾妻２丁目
		構築物	9,159千円		
b	職員宿舎(集合住宅)	建物	40,844千円	計 45,046千円	茨城県つくば市吾妻４丁目
		附属設備	3,546千円		
		構築物	656千円		
c	職員宿舎(集合住宅)	建物	1,782千円	計 1,810千円	茨城県つくば市並木２丁目
		構築物	28千円		
d	職員宿舎(集合住宅)	建物	617千円	計 617千円	茨城県つくば市並木４丁目
e	職員宿舎(集合住宅)	建物	4,002千円	計 4,003千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	１千円		
f	職員宿舎（一戸建）	建物	1,094千円	計 1,094千円	茨城県つくば市竹園３丁目
g	学生宿舎(集合住宅)	建物	82,829千円	計 134,991千円	茨城県つくば市天久保２丁目
		附属設備	52,162千円		
合計				458,020千円	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎（集合住宅）及びｂの職員宿舎（集合住宅）については、平成31年４月以降の新たな入居は停止予定であり、現入居者に平成33年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため減損の兆候が認められた。

②　ｃの職員宿舎（集合住宅）及びｄの職員宿舎（集合住宅）については、平成28年４月に新たな入居を停止しており、現入居者に平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため減損の兆候が認められた。

③　ｅの職員宿舎（集合住宅）及びｆの職員宿舎（一戸建）については、新たな入居は停止しており、現入居者に平成29年９月末での退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年３月に決定しているため、減損の兆候が認められた。

④　ｇの学生宿舎（集合住宅）については、特に老朽化が著しく大型改修に見合った費用対効果が見込めないことから、平成29年度より平成31年度までの３か年で用途廃止することが決定したため減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　ａ、ｃ及びｅの職員宿舎（集合住宅）については、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（ブロック案内板等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　ｂの職員宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（消化補給水槽等）及び構築物（気灌・設備一式等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

③　ｇの学生宿舎（集合住宅）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（機械設備等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

①　ａの職員宿舎（集合住宅）及びｂの職員宿舎（集合住宅）については、他の退去期限のある宿舎からの転居者及び新規採用での入居希望者用として現在も入居を続けているため減損の認識に至らなかった。

②　ｃの職員宿舎（集合住宅）、ｄの職員宿舎（集合住宅）、ｅの職員宿舎（集合住宅）、ｆの職員宿舎（一戸建）及びｇの学生宿舎（集合住宅）については、現在も宿舎を使用し続けているため減損の認識に至らなかった。

【使用しなくなる日】

入居者の退去が完了次第、使用しなくなることが決定している。

【使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額】

入居者の退去が完了した時点で、回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができる。

（資産除去債務関係）

1．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務である。

2．資産除却債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～26年と見積もり、割引率は、０％～2.254％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	240,539千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による調整額	1,791千円
資産除去債務の履行による減少額	―円
その他増減額（△は減少）	―円
期末残高	242,330千円

4．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

⑴　放射線発生装置

放射線発生装置については、装置撤去時における放射線廃棄物等の除去に係る債務を有しているが、使用期間が長期に及び、撤去等の予定もないことから、放射線管理区域内の装置撤去時にかかる汚染レベルを把握することが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

⑵　建物等の賃貸借契約

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、使用予定期間が不明確であり、移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。